

生活文化局アシスタント職員（一般業務）募集要項

項目	内容
職名	生活文化局アシスタント職員（一般業務）
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
採用予定人数	1名
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p><u>なお、期間を定めた任用であり、令和9年3月31日以降の任用を保障するものではありません。</u></p>
勤務職場	<p>生活文化局総務部総務課</p> <p>(東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎18階)</p>
職務内容	<p>広報広聴事務に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メール及び郵便物の仕分け、転送 ・新聞の切り抜き ・都民等からの問い合わせ対応（電話、メール等） ・局HPや情報発信に関する事務処理 ・資料作成、事務補助
応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・上司や同僚に適切に報告、連絡、相談を行うことができる十分なコミュニケーション能力を有する。 ・協調性があり、業務に対し強い責任感がある。 ・個人情報保護等法令、服務規律及び職場ルールを遵守し、協調性をもつて職務に取り組むことができる。 ・相手の考え方や行動を理解し、好感を与える親切、丁寧な対応を行うことができる。 ・Excel、Word等でパソコン入力を正確に行うことができる。 ・書類整理等の事務処理を正確に行うことができる。
勤務日数	月16日
勤務時間	<p>7時間45分（具体的な勤務時間帯は任用後に所属長が決定）</p> <p>（勤務時間の例）</p> <p>8時00分から16時45分まで</p> <p>8時30分から17時15分まで</p> <p>9時00分から17時45分まで</p> <p>9時30分から18時15分まで</p> <p>10時00分から18時45分まで 等</p> <p>※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。</p>
休憩時間	12時00分から13時00分まで
休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、

	<p>慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなります が、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬額	<p>時間額 1,350円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（上限 7,100円/日）</p> <p>※ 原則として毎月15日支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入 (一定の要件を満たした場合)
応募方法	<p>次の書類を下記申込先のメールアドレスに送信してください。</p> <p>応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しませんので、御了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員申込書（第1号様式）（写真を必ず貼付） <p>※ 「職名」欄には「生活文化局アシスタント職員（一般業務）」と記入してください。</p> <p>※ 電話番号は日中に連絡のとれる番号を記入してください。</p> <p>※ メール送付時は、件名に「氏名（ご自身のフルネーム）会計年度職員申込（アシスタント職）（広報担当）」と入力し、会計年度職員申込書をWord又はPDFファイルで添付し、送付してください。</p>
応募期限	令和8年2月3日（火曜日）17時（必着）
選考方法	<p>(1) 書類選考</p> <p>(2) 面談</p> <ul style="list-style-type: none"> 面談は、令和8年2月16日（月曜日）、同月17日（火曜日）のいずれかに実施する予定です。日程につきましては、書類選考終了後に別途お知らせします。 選考結果については、合否に関わらず、申込書記載のメールアドレス宛てに通知します。 電話連絡をさせていただく場合があります。 選考経過及び結果に関する問合せには一切応じません。
問合せ	<p>〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号（東京都庁第一本庁舎18階南側） 東京都生活文化局総務部総務課 広報担当 電話番号 03-5388-3117 メールアドレス S1161101@section.metro.tokyo.jp</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。

